

別 表

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

総括表

単位 面積：h a

区 分		水源かん養 機 能	山 地 災 害 防 止 機 能	生 活 環 境 保 全 機 能	保 健 文 化 機 能	木 材 等 生 産 機 能	備 考
総 数		20,382	10,165	-	3,776	27,070	
県 南 農 林 事 務 所	棚 倉 町	4,302	2,735	-	999	6,341	
	矢 祭 町	4,848	3,861	-	1,003	6,472	
	埴 町	5,447	2,839	-	1,734	8,149	
	鮫 川 村	5,786	730	-	40	6,109	

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

ア 水源かん養機能

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積 (ha)	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		20,382	
県 南 農 林 事 務 所	棚 倉 町	林班の全部 2,4,7・15,27,33,35,39・48,51・63,68・74 林班の一部 50	4,302
	矢 祭 町	林班の全部 6・18,29・38,45・87	4,848
	埴 町	林班の全部 1・6,8,17・21,30・33,41,42,44・57,60・62,64, 71・73,76・88,90・99 林班の一部 9,16,63,89	5,447
	鮫 川 村	林班の全部 1・13,17,21・89 林班の一部 16,19	5,786

(注) 1 森林の有する機能別の森林の区域は、森林機能図に表示する森林とする。

2 機能を有する森林面積は、全森林を対象として水源かん養機能について、土壌、表層地質、標高、傾斜等の評価因子により、林地の水源かん養の機能の程度及び洪水発生の危険度を高い方から順に、 、 、 の三段階に相対的に評価し、 とした森林を社会的要請に配慮して、特に水源かん養機能の高い森林面積として定めたものである。

3 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

イ 山地災害防止機能

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積 (ha)	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		10,165	
県南農林事務所	棚倉町	林班の全部 11・15,27,35・39,42,63,67 林班の一部 1,3・6,9,10,28,31・34,40,41,43・46,48,51,52 55・57,59・62,64・66,70,71	2,735
	矢祭町	林班の全部 1・4,6,11,12,14・16,28・30,46,47,55・57, 60・67,70,71,76,80,81,83,85,86 林班の一部 5,7・10,13,17,18,24,25,27,31・35,38,45,48, 53,54,58,59,68,69,72,73,75,77・79,82,84, 87	3,861
	埴町	林班の全部 1,6・8,10・18,22・26,36,38・42,46,56,60,61 林班の一部 2,5,9,19・21,28,29,31,33,34,37,43,45,47, 48,52,54,57,58,62,69,71,72,78,82,96,97	2,839
	鮫川町	林班の全部 62,68,70 林班の一部 1,3・6,8・10,15・17,19,20,22・24,29・31,34,36 ,37,40・46,48,49,52・57,59,60,67,72・78,82, 86・88	730

- (注) 1 森林の有する機能別の森林の区域は、森林機能図に表示する森林とする。
 2 機能を有する森林面積は、全森林を対象として山地災害防止機能について表層地質、傾斜、谷密度等の評価因子により、山地崩壊等の危険度を高い方から順に、
 3 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

ウ 生活環境保全機能

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積 (ha)	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		-	
県南農林事務所	棚倉町	該当なし	-
	矢祭町		-
	埴町		-
	鮫川村		-

- (注) 1 森林を有する機能別森林の区域は、森林機能図に表示する森林とする。
 2 生活環境保全機能については、全森林を対象として、都市の人口、市街化区域との関連でみた森林の位置等の評価因子により、その機能の程度を相対的に評価し、その程度が高いとされた森林を、社会的要請に配慮して、特に生活環境保全機能を高度に発揮させる必要のある森林面積として定めたものである。

工 保健文化機能

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積 (ha)	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		3,776	
県南農林事務所	棚 倉 町	林班の全部 19, 21・26, 28・30, 39, 45, 46, 49 林班の一部 40, 44, 47, 48, 51	999
	矢 祭 町	林班の全部 24・26, 39, 61, 62, 65, 66, 82 林班の一部 15, 19, 60, 64, 80, 83	1,003
	埴 町	林班の全部 18・21, 25, 26, 36, 47・57, 60, 61, 86・88, 94, 95	1,734
	鮫 川 村	林班の一部 1, 39, 44, 61, 63, 81	40

- (注) 1 森林の有する機能別の森林の区域は、森林機能図に表示する森林とする。
 2 機能を有する森林面積は、全森林を対象として、保健文化機能について、景観、林種、森林の位置、河川、湖沼の状況、文化財等の評価因子により、その機能の程度の高い方から順に、 、 、 の三段階に相対的に評価し、 とされた森林を社会的要請に配慮して、特に保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林面積として定めたものである。
 3 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

オ 木材等生産機能

単位 面積：h a

森 林 の 所 在		面 積 (ha)	備 考
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		27,070	
県南農林事務所	棚 倉 町	林班の全部 1・17, 19・74	6,341
	矢 祭 町	林班の全部 1・87	6,472
	埴 町	林班の全部 1・99	8,149
	鮫 川 村	林班の全部 1・89	6,109

- (注) 1 森林の有する機能別の森林の区域は、森林機能図に表示する森林とする。
 2 機能を有する森林面積は、全森林を対象として木材等生産機能について、気候、地形、標高、土壌等の評価因子により、林地の生産力の程度の高い方から順に、 、 、 の三段階に相対的に評価し、人工林化等による森林生産力の増大が相当程度期待されるものとして、 、 とした森林を木材等生産機能の高い森林面積として定めたものである。
 3 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

別表2 伐採立木材積

単位 材積：千m³

市 町 村	総 数			主 伐			間 伐			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	820	752	68	502	434	68	318	318	-	
県南農林事務所	棚倉町	175	156	19	109	90	19	66	66	-
	矢祭町	222	208	13	135	121	13	87	87	-
	埴町	258	238	20	172	152	20	86	86	-
	鮫川村	165	150	15	86	71	15	79	79	-

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

別表3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新	備 考	
総 数	576	515		
県南農林事務所	棚倉町	122	146	
	矢祭町	153	104	
	埴町	196	183	
	鮫川村	105	82	

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種類	農林事務所	路線数	延長 及び 箇所数	備考
開設	新設	県南農林事務所	24	41,550	
		計	24	41,550	
	改築	県南農林事務所	7	16,525	
		計	7	16,525	
	合計			31	58,075
拡張	改良	県南農林事務所	19	10,430	81箇所数
		計	19	10,430	81箇所数
	舗装	県南農林事務所	27	61,650	
		計	27	61,650	
	合計			46	72,080

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m3

開設 拡張 別	種類	位 置 (町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域			備 考 (路線番号)		
					面積	材 積				
						針葉樹	広葉樹			
開設	新設	棚倉町	大梅福岡	1,500	32	7,287	312	その他	5496	
			板木	900	59	5,805	1,452	その他	14030	
			岩井戸	600	35	5,793	1,448	その他	5382	
			居伝金	600	54	9,389	1,044	その他	14031	
			八槻山本	1,900	122	7,425	4,951	その他	14032	
			八槻稲沢	900	66	2,979	1,278	その他	14033	
			漆草戸中	2,400	59	6,991	1,250	その他	14034	
			計	7	8,800					
		矢祭町	福住萩	5,000	(258) 515	(28,275) 56,441	(18,850) 37,628	基 幹	2123	
			館谷小野沢	1,200	60	5,868	2,514	その他	14039	
			矢沢入宝坂	1,200	30	4,168	1,042	その他	5527	
			塩ノ平砂崩下	2,000	53	2,916	730	その他	14046	
			沼畑入宝坂	1,800	92	4,264	8,526	その他	14041	
			舟見黒助	1,600	50	6,960	1,740	その他	14044	
			檜山萩	2,500	90	5,116	7,673	その他	14045	
			茗荷大沢	200	75	16,590	1,077	その他	5531	
			計	8	15,500					
		瑞町	鎌田折戸	2,000	47	7,390	1,158	その他	14055	
			中ノ沢	3,500	55	11,769	1,028	その他	24212	
			高の平南沢	2,000	42	6,102	1,648	その他	5499	
			清水和久田	1,800	38	11,260	1,097	その他	5062	
			折籠弘川	2,000	68	8,793	3,033	その他	14056	
			一本木五郎内	3,000	100	14,526	3,923	その他	14057	
			鍛木田一本木	1,050	318	61,575	13,659	その他	4353	
			計	7	15,350					
		鮫川村	鍛木田一本木	1,100	(61) 63	(11,348) 11,799	(93) 152	その他		
			官代石井草	800	14	1,584	662	その他	14633	
			計	2	1,900					
		合 計		24	41,550					

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m3

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)	
					面積	材積			
						針葉樹	広葉樹		
開設	改築	棚倉町	馬草平	1,147	30	9,736	483	5380	
			計 1	1,147					
		矢祭町	天神沢支線	4,471	151	32,013	5,401	3103	
			砂崩下大沢	3,553	76	17,200	1,881	4886	
			小野沢	425	52	17,591	711	4435	
			計 3	8,449					
		埴町	鍛木田一本木Ⅱ	3,100	258	47,957	12,432	4353	
			計 1	3,100					
		蛟川村	木戸沢大石草	1,464	34	2,761	1,193	5471	
			関口鹿角平	2,365	(92) 95	(9,995) 11,185	(1,585) 1,585	6198	
			計 2	3,829					
		合計		7	16,525				
		拡張	改良	棚倉町	入山細茅	80 1	97	9,337	3,985
上手沢小鯨	810 4				107	21,772	4,694	法面保全 幅員拡張 4847 3 1	
強梨	100 2				111	13,532	388	法面保全 4426 2	
計 3	990 7								
矢祭町	小田川手元				140 5	95	24,406	2,448	法面保全 24200 5
砂崩下大沢	70 2			76	17,200	1,881	法面保全 4886 2		
舟ヶ沢	60 1			40	13,837	320	法面保全 15004 1		
計 3	270 8								
埴町	湯岐			250 4	52	10,369	2,844	法面保全 4422 4	
	台宿			500 2	40	3,851	1,191	法面保全 5419 2	
	中ノ沢			800 8	55	11,769	1,028	法面保全 24212 8	
	覚石			1,000 2	73	27,483	111	局部改良 5102 2	
	斑塩ノ海			500 2	63	11,110	2,412	法面保全 5802 2	
	支線小川崎			200 2	58	15,646	1,037	法面保全 24222 2	
	折籠			1,000 6	213	32,559	7,192	法面保全 2033 6	
	大日向			1,000 5	62	11,500	1,373	局部改良 15008 5	
	須釜			300 6	33	9,153	1,195	法面保全 局部改良 5406 5 1	
	計 9			5,550 37					
	蛟川村			木之根	300 1	68	7,911	273	局部改良 4413 1
				大戸中(支)	300 1	31	4,502	487	局部改良 4758 1
				官代権久保	2,970 26	121	3,053	1,453	局部改良 法面保全 交通安全施設 14633 10 5 11
				戸倉	50 1	28	2,180	757	法面保全 5551 1
計 4				3,620 29					
合計				19	10,430 81				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

県南農林事務所

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m³

開設 拡張 別	種類	位置 (町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域			備考 (路線番号)
					面積	材積		
						針葉樹	広葉樹	
拡張	舗装	棚倉町	流岡田	2,562	239	24,343	13,500	3842
			漆草大梅	2,375	52	10,723	172	6165
			上手沢福岡	1,623	35	4,160	1,095	5381
			上手沢小鯨	610	107	21,772	4,694	4847
			入山細茅	3,536	97	9,337	3,985	14079
			中ノ内	500	110	11,791	2,404	4727
			五来山	500	83	7,615	1,252	5389
			計	7	11,706			
		矢祭町	内川町平畑	2,212	77	27,989	898	14081
			天神沢支線	4,471	151	32,013	5,401	3103
			板庭入宝坂	5,756	1,147	286,189	31,029	2156
			小田川山下	3,284	99	23,762	3,126	14083
			下関河内	1,315	32	4,661	979	5522
			福住	2,964	47	7,474	2,490	5840
			計	6	20,002			
		埴町	板庭入宝坂	6,180	1,147	207,274	24,112	2156
			稲沢北山本	1,640	(30) 263	(4,511) 28,870	8,298	2154
			薬山	1,340	56	4,750	3,252	14722
			支線小川崎	2,300	58	15,646	1,037	24222
			山形田代	3,000	82	16,212	1,819	14636
			斑塩ノ海	870	31	5,979	1,094	5802
			折笹	4,000	213	32,559	7,192	2033
			計	7	19,330			
		鮫川村	東前田	2,636	95	3,858	3,145	24229
			上大塩見渡	1,624	40	4,996	1,218	5549
			江竜田	200	65	5,200	920	5098
			馬場	300	70	3,600	1,000	4601
			前沼八斗薨	2,277	43	5,166	1,198	5877
			関口鹿角平	2,365	(38) 54	(1,602) 2,288	(1,187) 1,696	6198
			戸倉	1,210	28	2,180	757	5551
			計	7	10,612			
		合計		27	61,650			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積・材積で内数

別表5 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所		在		面積	留意すべき事項
市	町	村	地 区 (林 班)		
総		数		13,853	
農 林 事 務 所	棚倉町	林班の全部	4・7, 9・15, 26・29, 32, 33, 35・39, 42, 45・49, 51, 55, 61・63, 66, 67 林班の一部	4,630	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし変更する場合であっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等十分土地の保全に留意すること。
		林班の一部	1・3, 8, 22, 23, 25, 30, 31, 34, 40, 41, 43, 44, 50, 52・54, 56, 57, 59, 60, 64, 65, 68・72		
	矢祭町	林班の全部	1・6, 9・16, 24, 28・30, 35, 46, 47, 50, 51・53, 55・57, 59・68, 70, 71, 73, 76・78, 80・87 林班の一部	4,833	
		林班の一部	7, 8, 17, 18, 20, 25, 27, 31・34, 38, 44, 45, 48, 49, 54, 58, 69, 72, 74, 75, 79		
	埴町	林班の全部	1・18, 20・26, 36, 38・42, 46, 56, 60, 61 林班の一部	3,337	
		林班の一部	19, 28, 29, 31, 33, 34, 37, 43・45, 47, 48, 52, 54, 57, 58, 62, 69, 71, 72, 78, 82, 96, 97		
	鮫川村	林班の全部	59, 60, 62, 66・68, 70 林班の一部	1,052	
		林班の一部	1, 3・6, 8・10, 15・17, 19, 20, 22・24, 29・31, 34, 36, 37, 40・46, 48, 49, 51・57, 61, 63, 72・78, 81・83, 86・88		

- (注) 1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、森林計画図に表示する森林とする。
2 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

別表6 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする
森林の種類別の所在及び面積等

単位 ha

指定解除別	種類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
			市町村	区域			
指定	土砂流出防備	久慈川	棚倉町	4,5,6, 12,34, 36,42	50	土砂の流出の防備	
			矢祭町	4,7,17, 45,84,87	85		
			埴町	20,25,29	41		
		小 計		176			
指定	土砂崩壊防備	久慈川	埴町	23,29	1	土砂の崩壊の防備	
			鮫川村	4,8,31, 36,50	5		
		小 計		6			
		合 計		182			
解除	土砂流出防備	久慈川	棚倉町	65	1	指定理由の消滅	
			矢祭町	5,7,76, 77,80	1	指定理由の消滅、 道路用地	
			埴町	21,46,47, 54,72	1	指定理由の消滅、 道路用地	
		小 計		1			
	土砂崩壊防備	久慈川	鮫川村	5	1	道路用地	
			小 計		1		
合 計		1					

* 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表7 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の変 更面積	間伐率の変 更面積	植栽の変更 面積
水源のかん養	-	-	-	-	-
災害の防備	-	-	37	192	56
保健・風致の保存等	-	-	10	11	5

別表8 治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行 地区数	主な 工種	備考
市町村	区域(林班)			
棚倉町	大字八槻(42)	2	溪間工 本数調整伐	
	大字小爪(4,5)	1	本数調整伐	
	大字祝部内(6)	1	溪間工	
	小計	4		
矢祭町	大字下石井(5,6,7, 8,9,10)	1	本数調整伐	
	大字宝坂(17)	1	溪間工	
	大字大垵(46,47)	2	溪間工 本数調整伐	
	大字内川(66,68)	1	本数調整伐	
	大字関岡(84,87)	1	本数調整伐	
	大字茗荷(72,76)	1	本数調整伐	
	小計	7		
埴町	大字台宿(20)	1	溪間工	
	大字上石井(22)	1	本数調整伐 溪間工	
	大字埴(24,25)	1	溪間工	
	大字西河内(29)	1	溪間工	
	大字植田(12)	1	本数調整伐	
	大字真名畑(5)	1	本数調整伐	
	大字木野反(46)	1	溪間工	
	大字田野作(73)	1	山腹工	
	小計	8		
鮫川村	大字西山(4)	1	山腹工	
	大字赤坂西野(36)	1	山腹工	
	大字富田(48)	1	山腹工	
	大字渡瀬(89)	1	山腹工	
	小計	4		
計		23		

別表 9 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

県南農林事務所

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	町 村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出 防 備 保 安 林	棚 倉 町	6,10,11,13,14, 27,28,32,33,36, 37,39,42,45,56, 61,62	60.33	皆 伐		
		6,10,11,12-15, 31,32,33,34-37, 39,42,62,65,70	64.30	択 伐		
	矢 祭 町	1-10,14-18,28- 30,38,45-48,56, 59,60,62-72,75- 80,83-87	540.41	皆 伐		3,9林班 0.92 砂防指定地と重複 15,64林班 7.67 保健保安林と重複 64林班 2.62 風致保安林と重複 64,65林班 6.85 県立自然公園第三 種特別地域と重複
		1,2,4-11,15,17, 29-31,38,45,46, 47,56,57,60,63- 65,68,70,71,78, 80,82,83,84,86, 87	265.58	択 伐		15,60,64林班 49.12 保健保安林と重複 64,65林班 9.30 風致保安林の重複 64,65林班 10.05 県立自然公園第三 種特別地域と重複 83林班 25.82 県立自然公園第二 種特別地域と重複 83林班 28.67 鳥獣保護区特別保 護地区と重複
		70,80,83	0.20	禁 伐		70林班 0.13 保安施設地区と重 複 83林班 0.06 県立自然公園第二 種特別地域と重複 83林班 0.06 鳥獣保護区特別保 護地区と重複
	埴 町	1,2,6-18,20,21, 24-26,28,29,31, 38,39,41,42,46, 47,48,52,56,57, 60,71,72,96	705.79	皆 伐		18林班 22.43 保健保安林と重複 47,60林班 5.38 砂防指定地と重複

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	町 村	区 域		伐採方法	そ の 他	
土砂流出 防 備 保 安 林	埴 町	9,14,18-20,24- 26,28,29,31,38, 41,46,54,69,71	63.43	択 伐		18林班 3.50 保健保安林と重複
	鮫 川 村	3,8,16,20,24, 29,42,43,46,53, 59,60,62,68,72, 74,75,78,82,87	80.54	皆 伐		
		16,19,20,72,74, 78,82,87	5.34	択 伐		
		68	0.12	禁 伐		
	計		1,786.04			
土砂崩壊 防 備 保 安 林	棚 倉 町	35,37,57,67	8.41	皆 伐		
		1,4,5,35,36,39, 46,51,57,60,71	29.52	択 伐		
	矢 祭 町	25,32,78	3.78	皆 伐		
		3,4,25,78	2.24	択 伐		
	埴 町	13,29	5.31	皆 伐		
		13,21,34,60,97	9.12	択 伐		
	鮫 川 村	17,36,48,53,57, 77	1.24	皆 伐		
		4,5,8,17,19,31, 36,41,46,48,53- 55,57,62,77,82, 86	20.87	択 伐		
		8	0.13	禁 伐		
	計		80.62			
干害防備 保 安 林	矢 祭 町	30	10.10	皆 伐		
		30	6.85	択 伐		
	計		16.95			

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	町 村	区 域		伐採方法	そ の 他	
保 健 保 安 林	矢 祭 町	15,64	14.19	皆 伐		15,64林班 7.67 土砂流出防備保安 林と重複 64林班 4.13 県立自然公園第三 種特別地域と重複
		15,60,64	64.87	択 伐		15,60,64林班 49.12 土砂流出防備保安 林と重複 64林班 5.32 県立自然公園第三 種特別地域と重複
	埴 町	18	22.43	皆 伐		18林班 22.43 土砂流出防備保安 林と重複
		18	3.50	択 伐		18林班 3.50 土砂流出防備保安 林と重複
	鮫 川 村	1,81	7.29	皆 伐		
		1,81	2.94	択 伐		
	計			115.22		
風 致 保 安 林	矢 祭 町	64	2.62	皆 伐		64林班 2.62 土砂流出防備保安 林と重複 64林班 2.62 県立自然公園第三 種特別地域と重複
		64・66	9.55	択 伐		64,65林班 9.30 土砂流出防備保安 林と重複 64・66林班 9.55 県立自然公園第三 種特別地域と重複
	計			12.17		
保安施設 地 区	棚 倉 町	27,59	0.13	禁 伐		
	矢 祭 町	78,85	0.31	択 伐		

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考	
	町 村	区 域		伐採方法	そ の 他		
保安施設 地区	矢 祭 町	70,78,83	0.64	禁 伐		70林班 0.13 土砂流出防備保安 林と重複 83林班 0.08 鳥獣保護区特別保 護地区と重複	
	計		1.08				
砂 防 指 定 地	棚 倉 町	8,12,14,34,39, 40-42,68,69	58.35	伐採に当たっては 知事の許可を要す			
		12,14,15	3.76				
	矢 祭 町	3,9,12,85	9.88				3,9林班 0.92 土砂流出防備保安 林と重複
	埴 町	13,39,47,60	8.70				47,60林班 5.38 土砂流出防備保安 林と重複
計		80.69					
急傾斜地 崩壊危険 区域	鮫 川 村	8	0.10	伐採に当たっては 知事の許可を要す			
	計		0.10				
県 立 自然公園 第二種 特別地域	棚 倉 町	45	3.61	別記 1			
	矢 祭 町	66,82,83	49.15	別記 1		82,83林班 41.14 鳥獣保護区特別保 護地区と重複 83林班 25.82 土砂流出防備保安 林と重複	
		83	0.06	別記 1		83林班 0.06 土砂流出防備保安 林と重複 83林班 0.06 鳥獣保護区特別保 護地区と重複	
	計		52.82				

単位 面積：h a

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	町 村	区 域		伐採方法	そ の 他	
県 立 自然公園 第三種 特別地域	矢 祭 町	64・66,82	38.01	別記 2		64,65林班 6.85 土砂流出防備保安 林と重複 64林班 4.13 保健保安林と重複 64林班 2.62 風致保安林と重複
		64・66	15.37	別記 2		64,65林班 10.05 土砂流出防備保安 林と重複 64林班 5.32 保健保安林と重複 64・66林班 9.55 風致保安林と重複
	計		53.38			
鳥獣保護 区特別保 護地区	矢 祭 町	83	12.29	別記 3		
		82,83	43.99	別記 3		83林班 28.67 土砂流出防備保安 林と重複 82,83林班 41.14 県立自然公園第二 種特別地域と重複
		83	0.14	別記 3		83林班 0.06 土砂流出防備保安 林と重複 83林班 0.08 保安施設地区と重 複 83林班 0.06 県立自然公園第二 種特別地域と重複
計		56.42				
県自然環 境保全地 域特別地 区	鮫 川 村	63	1.28	別記 4		
	計		1.28			

(注1) 制限林が重複している箇所については、定められた施業方法のうち制限の強いものを記載してある。

(注2) 保安林の一般的な伐採・造林の基準は別紙1「保安林の指定施業要件」、保安林の種類別の伐採方法は別紙2「保安林の種類別の伐採方法」とおりである。

(注3) 保安林の施業方法は、当該保安林について定められた指定施業要件によるので、詳細は保安林台帳を参照すること。

別記1 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。
- イ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在材積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
 - (ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようつとめること。
ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区を増大することができる。
 - (イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区樹種、林型の変更をする場合がある。
- カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。

別記2 (県立自然公園第三種特別地域の施業方法)

伐採にあたっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別記3 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)、その他の森林にあつては、伐採種は定めない。
- イ 地域森林計画又は地域施業計画の初年度以降5年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記4 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要があるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在材積の10%以内)を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)とする。
ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1伐区的面積は2ha以内、伐区はつとめて分散させる)を行うことができる。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては原則として、伐採を禁止する。 <p>二 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 <p>二 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>

<p>3 植 栽</p>	<p>(二) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にあると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(一) 方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
--------------	---

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙 2 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊 防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐

保安林の種類	伐採の方法
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるもの）にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐